

福山市教育委員会会議（第3回）議事日程

2025年（令和7年）7月2日
午前10時00分 於：教育委員室

日程第1	教育委員会会議録の承認について	
日程第2	教育長報告	1
日程第3	令和7年6月定例市議会答弁報告	3
日程第4	議第10号 第三次福山市教育振興基本計画の改定について	25
日程第5	議第11号 市長の職務権限に属する事務の委任に係る協議について	26
日程第6	議第12号 臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について）	28
日程第7	議第13号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程及び福山市立学校職員（県費負担教職員）服務規程の一部改正について）	31
* 日程第8	議第14号 福山市学校教育環境検討委員会委員の解嘱及び委嘱について	
* 日程第9	議第15号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市奨学金審議会委員の任命）	
* 日程第10	議第16号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市青少年修学応援奨学金審議会委員の委嘱）	
* 日程第11	協議事項 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	

*は非公開予定

教育長報告

5月	29日	木	文教経済委員会 土地開発公社2025年度（令和7年度）第2回理事会（60会議室） 2025年度（令和7年度）福山市PTA連合会定期総会（ローズコム）
	30日	金	学校訪問（深津小） 第30回福山市租税教育推進協議会定期総会（小会議室）
	31日	土	
6月	1日	日	
	2日	月	
	3日	火	学校訪問（光小） 移動図書館車「わくわく号」出発式（ローズコム）
	4日	水	学校訪問（西深津小）
	5日	木	いいね！福山っ子部門表彰（東朋中）
	6日	金	本会議
	7日	土	
	8日	日	図画ポスター優秀者表彰式（歯科医師会館）
	9日	月	
	10日	火	いいね！福山っ子部門表彰（鞆の浦学園）
	11日	水	
	12日	木	
	13日	金	寄附受納式〔福山西警察署管内防犯組合連合会〕
	14日	土	
	15日	日	
	16日	月	本会議
	17日	火	本会議
	18日	水	本会議
	19日	木	本会議
	20日	金	文教経済委員会 予算特別委員会 公益財団法人福山市スポーツ協会2025年度（令和7年度）定時評議員会（ローズアリーナ）
	21日	土	WAZA-OneGP2025（エフピコアリーナ）
	22日	日	
	23日	月	
	24日	火	福山市防災会議（60会議室）
	25日	水	本会議
	26日	木	学校訪問（御野小）
	27日	金	学校訪問（山南小） 原水爆禁止運動福山推進連盟総会（60会議室）
	28日	土	
	29日	日	
	30日	月	市政重点政策説明会（大会議室） 市長表敬訪問〔福山ウエストポニー 硬式野球〕

7月	1日	火	市制施行109周年記念式（大会議室）
	2日	水	第3回教育委員会会議 市長表敬訪問〔広島スパークリングガールズ 女子軟式野球〕

【一般質問】

- ・水曜会 大田 祐介 議員
 喜田 紘平 議員
 平川 富章 議員
 千葉 真一 議員
 加藤 陽一郎 議員

- ・公明党 生田 政代 議員
 野村 志津江 議員
 佐久間 裕徳 議員

- ・誠友会 田口 裕司 議員
 小島 崇弘 議員

- ・市民連合 阿部 直文 議員
 山田 由美 議員

- ・新政クラブ 宮地 毅 議員

- ・無所属 三好 剛史 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	6月16日	会派名	水曜会	名前	大田 祐介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	教育行政について
	・第三次福山市教育振興基本計画の一部改定について

[教育長答弁]

第三次福山市教育振興基本計画の一部改定についてです。

全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合が増加していることや、家庭での学習時間の短さ、スマートフォン・ゲームの長時間使用など、近年、本市の児童生徒の教科学力や学習習慣・生活習慣などに課題が見られており、こうした状況に危機感を持っています。

昨年度行った、学校訪問や先生方との面談等を通じ、先生方は真摯に、こどもたちに向き合っていると感じました。

一方で、学力の定着・向上という点では、「主体的・対話的で深い学び」という理念が誤って解釈され、こどもたちの「主体性」を過度に尊重し、十分な指導が行われなかったり、必要な学習活動をこどもたちに課すことを控えたりするなど、取組が不十分になっていると感じました。

これらの課題に対応し、確かな学力を育む学校教育を推進するためには、明確な方針を打ち出す必要性があったことから、今回、計画の改定を行うものです。

具体的には、「福山100NEN教育の推進」という基本理念を見直し、「すべてのこどもたちが、自分自身の成長を実感できる学校教育の実現」をめざして、これまで取組が十分とは言えなかった「知識・技能の習得」をはじめとする、学習指導要領に掲げられた3つの資質・能力をバランスよく育むための取組を進めることとしています。

基本施策に関しては、学力定着状況調査の結果などをもとに、一人ひとりのつまずきや学習の定着状況を踏まえた効果的な指導ができるよう、授業改善に向けた教員研修の実施や、モデル校を中心とした問題データベースの活用など、学力向上に向けた取組を強化することとしています。

併せて、学習習慣・生活習慣の改善に向け、「生活習慣の7つの目標」について各家庭で話し合い、就寝・起床・朝食・家庭学習・情報機器の使用の5つの時間ルールを決めて守る取組を進めることなどにより、こどもたちに確かな学力を育成してまいります。

今後、課題や目指す方向性について、研修等を通じて、先生方としっかり共有するとともに、計画に基づき、学力向上等の施策に着実に取り組んでまいります。

順序	2	質問日	6月16日	会派名	水曜会	名前	喜田 紘平
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨
4 学校現場における熱中症対策について
① 水筒のリスク
② 運動時の対応
③ 給水手段の確保
④ 全小中学校の体育館へのエアコン整備について
⑤ 暑さに強い学校環境づくりの中長期的な方針

〔教育長答弁〕

水筒を持ち歩くときの転倒事故への注意喚起として、

- ・水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること
- ・水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと
- ・活動する際は水筒を置くようにすること

など、転んだときの危険性について、日頃から指導するよう、学校に通知しています。

運動時の対応については、「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、活動場所・時間ごとに暑さ指数を測定し、暑さ指数が31度を超えた場合は、活動の中止や延期、活動内容の見直し等を行っています。

31度未満で活動を行う場合もこまめな水分補給や適切に休憩を取ることを促し、児童生徒の健康管理に留意しています。

次に、給水手段の確保についてです。

現在、冷水機は、PTAからの寄附等も含め、小学校6校、中学校9校、義務教育学校1校に設置しています。

現時点で、冷水機等を全校に設置する予定はありませんが、今後、暑さ指数や授業・活動の状況等を見ていく中で、適切に判断してまいります。

また、今後の熱中症対策についても、ガイドラインに基づき、こどもたちの安全・健康を最優先に対応してまいります。

次に、学校体育館への空調整備についてです。

基幹緊急避難場所に指定されている24校以外の学校体育館への整備については、今回整備する空調機の能力、断熱性との関係、光熱費の状況等、効果を検証する中で、検討してまいります。

次に、中長期的な「暑さに強い学校環境づくり」についてです。

本市の学校施設は、築40年を超えている建物が全体の約8割を占め、老朽化が進んでおり、今後、建替えや長寿命化改修など、計画的な施設整備が必要です。

改修等の際には、暑さ・寒さ対策として、建物の断熱化を図るため、

- ・天井や壁の内装材に断熱性のある建材を使用する
- ・窓ガラスに断熱・遮熱機能のあるフィルムを貼ることなどに取り組んでいく考えです。

また、環境教育の一環として、植物を教室の窓辺で育て、緑のカーテンで太陽光を遮る取組なども引き続き行ってまいります。

順序	4	質問日	6月16日	会派名	水曜会	名前	平川 富章
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
3	コミュニティ・スクール、義務教育学校について
①	コミュニティ・スクールの導入実績と今後のスケジュールについて
②	コミュニティ・スクールの導入と運用にあたっての課題について
③	義務教育学校の効果と課題について
④	今後の学校再編における義務教育学校の位置付け

〔教育長答弁〕

コミュニティ・スクールの導入実績と今後のスケジュールについてです。

本市では、これまで学校再編に際して、学校・家庭・地域が協議を重ねる中で導入を進めてきました。

2026年度（令和8年度）の全校導入に向けて、今年度は、新たに7中学校区24校に導入し、現在、43校となっています。

次に、地域の反応や導入の効果についてです。

導入校では、こどもと地域による対話、地元企業による出前授業、地域課題をテーマとした探究学習、教員の業務負担軽減に向けた取組など、こどもたちにとって豊かな学びや社会性の育成につながっています。

地域からは、

- ・学校やこどもへの理解が深まった
- ・学校との距離が近くなった
- ・こどもたちのために何ができるか考えるようになった

といった声をお聞きしており、こどもたちの学びに地域が関わることの意義を実感していただいています。

次に、導入・運用にあたっての課題や地域・保護者との連携についてです。

課題としては、コミュニティ・スクールに対する認知度が十分とは言えず、学校運営に関わる人の輪が広がらないということがあります。

こうした課題に対応するため、学校運営協議会では、

- ・人材バンク登録を活用したマッチング
- ・学校の様子や地域との関わりを伝えるための、コミュニティ・スクールだよりの発行などの取組により、多様な人材の確保や地域・保護者との連携も強化していきます。

今後も、地域・学校・家庭・企業が一体となり、こどもたちの豊かな学びと成長を支える、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

次に義務教育学校の効果と課題についてです。

義務教育学校の効果としては、

- ・義務教育9年間の系統性を確保した柔軟な教育課程を編成できること
- ・小中一貫教育の軸となる学校独自の新教科「韮学」「S O S E I 学」を創設し、地域と協力して、多彩な地域資源を学習素材とした探究学習に取り組んでいること
- ・1年生からの英語学習や算数・理科・体育・図工など前期課程の教科担任制の導入、5年生からの部活動参加など、学校の実態に応じた取組を行えること

などが挙げられます。

また、教職員は、前期・後期課程の垣根を超え、授業の相談やこどもの様子を情報共有することで、教科指導や生徒指導の充実を図っています。

子どもたちは、日常的に異学年交流できることから、上級生は下級生の手本になろうとする意識や優しさが見られ、下級生は上級生の姿に憧れを抱くなど、相互により効果が生まれています。

課題としては、小学校から中学校への進学がないため、児童生徒が気持ちを切り替えることが難しい点が挙げられます。

こうした課題に対しては、7年生に進級する際、教職員から児童生徒に自覚を促す声かけや進路の意識づけをするなど、取り組んでいます。

次に、今後の学校再編における義務教育学校の位置付けについてです。

現在、学校教育環境検討委員会において、諮問事項の一つである「これまでの取組を踏まえた学校再編の在り方について」の中で、韮の浦学園と想青学園の成果と課題、想青学園の学校見学、教職員アンケートなどをもとに、義務教育学校の整備について、活発な議論が交わされているところです。

本年9月頃を目途に答申を受ける予定となっており、その後速やかに、具体について検討してまいります。

順序	5	質問日	6月16日	会派名	水曜会	名前	千葉 真一
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨
3 環境教育
① 学習内容について
② 資源回収について
③ 環境出前授業について
④ 環境関連施設見学について

〔教育長答弁〕

学習内容についてです。

各学校は、地域の特性に応じた環境学習を理科や社会、総合的な学習の時間等でSDGsの目標と関連付けて学習しています。小学校では、社会科で、ごみ処理施設の見学や環境出前授業等を通して、ごみの分別、処理の方法と課題、有効利用等について学習しています。中学校では、理科で、地球温暖化や水質汚濁など、人間の活動が自然環境に与える影響を考え、総合的な学習の時間で、身近な自然環境について調査する学習などに取り組んでいます。

次に、資源回収についてです。

教育委員会が特に推奨している内容などはありませんが、各学校は、総合的な学習の時間などで、環境について学び、自分たちに何ができるかを考え、古着やトレジャー回収等の活動を実施しています。

次に、環境出前授業についてです。

小・中学校における実績は、2023年度（令和5年度）は、21校 1,347人、そして、2024年度（令和6年度）は、21校 1,170人が参加しています。今後は、ごみの収集から再利用までの流れを学ぶ小学校4年生社会科の学習と合わせて出前授業の積極的な活用を周知していきます。

次に環境関連施設見学についてです。

昨年度、小・中学校では、リサイクルプラザを23校、ローズエネルギーセンターを5校、エフピコのリサイクル工場を13校が見学しています。施設見学は、こどもたちの環境意識が高まる効果的な取組と考えています。

社会科の「水はどこから」や「ごみの処理と利用」、総合的な学習の時間など、学習と関連付けながら施設見学ができるよう、情報提供を行ってまいります。

順序	6	質問日	6月17日	会派名	水曜会	名前	加藤 陽一郎
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨	
3	学校施設の教育環境整備について
①	特別支援教育について
②	教室不足への対応
③	校舎の老朽化に対する認識

〔教育長答弁〕

特別支援教育についてです。

介助員は、現在、全体で299人の介助員を配置しています。近年、支援が必要な児童生徒の増加により、配置人数は、10年前の2016年（平成28年）と比較し、約1.5倍となっています。

介助員の配置は、在籍人数による一律の基準を設けるのではなく、学校や保護者から、児童生徒の学習状況や日常生活の様子、発達の状況等をヒアリングによりきめ細かく把握する中で、個別に配置の適否を決定しており、適切に配置できているものと考えています。

児童生徒の突発的な行動等によって、一時的に人手が必要になる場合は、学校全体でカバーする等、授業や活動に支障をきたさないよう対応しています。

引き続き、支援が必要な児童生徒への個に応じた支援に努めてまいります。

次に、教室不足への対応についてです。

新たに教室が必要となった場合は、空き教室を使用します。空き教室がない場合は、教室を間仕切り壁で分割したり、転用するなどして、教室を確保しています。

次に、校舎の老朽化についてです。

本市の学校施設は、築40年を超えている建物が全体の約8割を占め、老朽化が進んでいます。安心・安全な教育環境を維持できるよう、毎年度、外壁改修や屋上防水などの工事を、優先順位をつけながら実施していますが、今後は、建替えや大規模な改修が必要となります。

本年3月、学校教育環境検討委員会に、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方について諮問し、現在、今後の学校施設の在り方について、議論が行われています。

教育委員会としては、検討委員会からの答申を踏まえ、新たな基本方針を策定することとしており、老朽化への対応だけでなく、柔軟で創造的な学習空間など、新しい時代の学びに対応する教育環境の整備に向け、取り組んでいく考えです。

順序	7	質問日	6月17日	会派名	公明党	名前	生田 政代
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
3	コミュニティ・スクールについて
①	コミュニティ・スクール導入のねらいとこれまでの導入校の取組状況
②	次年度導入予定の学校についての進捗状況

〔教育長答弁〕

コミュニティ・スクール導入のねらいと導入校の取組状況についてです。

コミュニティ・スクールは、こどもを中心に据えて、学校・家庭・地域が、目標やビジョンを共有し、一体となって地域のこどもたちを育てていく取組です。

想青学園では、木材を扱う地元企業から、間伐材の活用について依頼を受け、こども園へ玩具をプレゼントする計画を立て、技術や算数・数学で学んだことを活かし、積み木やパズルを製作しました。

幸千中学校区では、平和学習として、ホロコースト記念館と連携しながら、アンネのバラを育成し、地域に配布したほか、避難所運営ゲームを活用して、地域の方とともに、防災学習に取り組んでいます。

次に、次年度導入予定の学校の進捗状況についてです。

教育委員会の担当者が、学校や地域を個別に訪問し、コミュニティ・スクールの仕組みや既存の組織との違いの説明、委員の人選等の助言をするなど、円滑な導入に向けて、準備が進められるよう支援を行っています。

順序	10	質問日	6月17日	会派名	公明党	名前	野村 志津江
----	----	-----	-------	-----	-----	----	--------

発言の要旨	
5	外国人児童生徒の日本語習得支援について
	① 外国人児童生徒の状況について
	② 現在の外国人児童生徒への支援について

〔教育長答弁〕

外国人児童生徒の状況についてです。

5月1日現在、市内の小中学校には、330人の外国人児童生徒が在籍しています。外国人児童生徒の中には、言葉が分からないだけでなく、

- ・室内に入る時には靴を履き替える
- ・食事では箸を使う
- ・並んで順番を待つ など、

生活様式や文化の違いにとまどい、学校へ行きにくいと感じている児童生徒もいますが、教職員の伴走支援などにより、学校生活に馴染めるよう取り組んでいます。

次に、日本語指導が必要な児童生徒への支援についてです。

日本語の習得を支援するために、現在、日本語指導が必要な児童が10名以上在籍する小学校5校に日本語教室を開設するとともに、その他の学校には日本語指導の非常勤講師を配置しています。個別の日本語の学習を通して、支援なしで授業が受けられる力をつけるとともに、日本の生活様式や文化についても理解を深めています。

また、希望する学校には音声翻訳のできるタブレットを配付し、日本語ができなくても意思疎通が図れるよう支援しています。

日本語初期指導教室開設後は、受託事業者が学校を訪問しての指導助言や日本語指導担当者への研修を実施し、児童生徒への支援をさらに充実させてまいります。

順序	1 1	質問日	6 月 1 7 日	会派名	公明党	名前	佐久間 裕徳
----	-----	-----	-----------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨	
4	教育行政について
①	不登校児童生徒について
②	学校教育にかかる費用について

〔教育長答弁〕

不登校児童生徒の現状の受け止めについてです。

不登校の要因は、

- ・学校生活に対してやる気が出ない
- ・生活リズムが崩れている など様々です。

その背景には、多様な学び方の浸透やそれに伴い休むことへの抵抗感が薄くなることなどによって、「無理して学校に行かなくてもいい」という意識が児童生徒や保護者に広がったことなどがあると受け止めています。

次に、今後の支援拡充についてです。

今年度、新たに3校、校内フリースクールに常駐する支援員を配置する等、体制の充実を図り、学級に位置付けない児童生徒が安心して過ごせる居場所を確保することで、不登校の未然防止に取り組んでいます。

また、不登校児童生徒のうち、自宅から出ることができない児童生徒が人や社会と接点もてるよう、7月を目途にメタバースによる支援を開始します。

児童生徒が、インターネット上の仮想空間に設けられた教室で、アバター（分身）を使い、教科やプログラミング、イラストなど興味のあることを学んだり、利用者とコミュニケーションを図ったりすることで、フリースクールや学校への登校につなげていきます。

このほか、5月からは福山市フリースクール「かがやき」を利用している児童生徒へ外部講師による学習支援を始めたほか、今月末から山野地域の自然を生かしたフリースクール「おやまの学校」を定期開催します。

また、8月からは新たに設置するネウボラセンターへ相談員を配置し、保護者の悩みや支援の内容などの相談をワンストップで受けることとしています。

これらの事業を展開していくことで、引き続き、不登校の未然防止と不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、学校教育にかかる費用についてです。

本市では、就学援助により、経済的に援助が必要な家庭に対し、学校給食費や学用品費、修学旅行費、入学準備金などの支給を行っています。

制服の購入費用などに充てられる入学準備金については、入学前に支給することで、家計の負担軽減を図っています。義務教育にかかる費用の支援については、引き続き、国の動向等を注視してまいります。

順序	13	質問日	6月18日	会派名	誠友会	名前	田口 裕司
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨
5 コミュニティ・スクールについて
① 令和8年度に向けての方針について
② 中学校区での推進について
③ 地域に期待していることについて
④ 地元企業に期待していることについて

〔教育長答弁〕

2026年度（令和8年度）に向けての方針についてです。

本市では、こどもたちの学びを支える教育環境を整備するため、全ての学校・中学校区にコミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを目指します。

このため、昨年度の教育フォーラムでは、コミュニティ・スクール導入の目的や、先進事例の紹介などを行うとともに、校区ごとに、学校運営を支えるボランティアや地域学習を深める人的・物的資源など、導入に向けた様々な意見交換を行いました。

導入予定の学校に対しては、学校や地域を教育委員会の担当者が個別に訪問し、委員の人選等の助言をするなど、円滑な導入に向けて準備が進められるよう、支援を行っています。導入後についても、学校運営協議会に対し、協議の内容や進め方などの助言を行い、より質の高い学校運営につながるよう、支援しています。

また、学校と地域のコーディネーターとなる地域学校協働活動推進員を各校区に配置し、コミュニティ・スクールの取組の充実を図っています。

次に、中学校区での推進についてです。

中学校区への導入は、校区内の複数の学校や地域の連携強化につながり、

- ・校区全体の人的・物的資源を活用した教育活動の拡充
- ・地域で小中学校のこどもを育てるといった意識の醸成

などの効果が期待できると考えています。

次に、地域に期待していることについてです。

地域には、特に教育活動の充実などの面で主体的に学校運営に参画し、こどもたちの成長を支えていただくことを期待しています。

そのため、学校運営協議会では、

- ・学校の様子や地域との関わりを伝えるコミュニティ・スクールだよりの発行
- ・人材バンク登録を活用したマッチングなど、

地域が参画しやすい環境づくりに取り組んでいます。

次に、地元企業に期待していることについてです。

地元企業が学校運営に関わることによって、こどもたちが多様な価値観や生き方に触れ

る機会となり、将来のキャリア形成にも良い影響を与えるものと考えています。

そのため、コミュニティ・スクールの主旨を周知することにより、企業の取組への参画を促していきます。

なお、導入校では、地元企業による出前授業、地域課題をテーマとした探究学習など、こどもたちにとって豊かな学びや社会性の育成につながっています。

順序	14	質問日	6月18日	会派名	誠友会	名前	小島 崇弘
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
4	教育行政について
①	ネットリテラシーについて
	ア スマートフォンや一人一台端末の利用の仕方
	イ ネットリテラシーの醸成について
②	AIの活用と安全対策について
③	教員の働き方改革について
④	部活動の地域展開について

〔教育長答弁〕

スマートフォンや一人一台端末の利用の仕方についてです。

本年4月、基本的な生活習慣の定着のため、「生活習慣の7つの目標」を作成し、各家庭に配付しました。その中で、スマートフォン等の使用時間について、各家庭に、ルール作りをお願いしています。

また、安全な使い方について、各家庭で話し合うことができるよう、文部科学省が作成したガイドブック「話し合っていますか？家庭のルール」を保護者に配付しています。

学習端末については、教育委員会が作成した資料「学習端末の利用について」をもとに、個人情報の保護や著作権、使用時間等を指導しています。

次に、ネットリテラシーの醸成についてです。

情報端末が普及し、子どもたちがインターネットに触れる機会が増加している中で、情報を正しく理解し、適切に判断・発信する力を身に付けることは重要であると考えています。

各学校では、ネットリテラシーを含めた情報活用能力を育成するための学習内容を教育課程に位置付けています。

- ・小学校6年生国語科では、ニュースサイトの読み方を知り、事実を正しく読み取ったり、情報の信頼性について考えたりすること
- ・中学校2年生道徳では、SNSでの動画や画像の投稿・共有に関して、著作権や肖像権など法律や決まりを守ること

について学習しています。

次に、AIの活用についてです。

現在、学校では、生成AIの活用に関して、児童生徒が不正確な回答内容を信じてしまう等の懸念があることから、学習端末での使用を制限しています。

今後、児童生徒がAIを活用することを見据え、まずは、教職員がAIの特徴を理解し、適切に活用する力を身に付ける必要があります。そのため、「福山市教育委員会生成AI運

用ガイドライン」を改訂し、AIの使用を許可するアカウント数を増やすとともに、効果的な活用方法等の研修を行います。

次に、児童生徒の個人情報保護対策についてです。

教育委員会や学校は、学力の分析などで、業者のサービスを利用する際に、業者のプライバシーポリシーやセキュリティーポリシーから個人情報が目的外に使用されないこと、本人の同意なしに第三者に提供されないこと等を確認しており、適切な個人情報の管理を行っています。

次に、教員の働き方改革についてです。

本市では、2018年度（平成30年度）に策定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、作業的業務のデジタル化や、校務補助員・部活動指導員の拡充などに取り組んでいます。

この間の取組により、2024年度（令和6年度）の勤務時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は15.1%で、集計を始めた2018年度（平成30年度）から25.4ポイント減少しており、成果が表れていると捉えています。

今年度からは、給食費の公会計化による徴収業務の教育委員会への移管を始め、統合型校務支援システムの導入による業務の効率化やアンケート調査による作業的業務の見直しなどにより、更なる在校等時間の縮減を進めています。

今後もこうした時間のマネジメントと合わせて、教員の本来業務である授業づくりのための研修を充実させるなど、教職員のやりがいを高める取組を進めてまいります。

次に、部活動の地域展開についてです。

2022年度（令和4年度）からの3年間、広島県の補助事業を活用し、8つの中学校において、バドミントン部、ソフトテニス部、卓球部を地域の指導者や競技団体から派遣された指導者が指導する運動部のモデル事業を実施しました。

成果としては、

- ・専門的な指導を受けられること等による生徒の高い満足度が得られたこと
- ・教員の業務負担軽減が図られたこと

が挙げられます。

一方、課題としては、

- ・指導者の安定的な確保 や
- ・責任の所在を明確にした安全管理体制の構築

などがあげられます。

今後については、地域展開を見据え、まずは、現在70名の部活動指導員を公募などにより拡充していきます。指導者の人数を確保していくことで、合同部活動や拠点校での部活動等、地域展開後の持続的に活動できる環境づくりにつなげてまいります。

文化部については、現在10名の部活動指導員が部活動の指導に当たっており、運動部と同様の考え方で、指導員の拡充に努めてまいります。

次に、費用負担についてです。

地域クラブ活動へ展開した際には、指導者への対価や施設利用料等が必要となります。費用は原則受益者負担と考えていますが、できる限り負担が増えない仕組みを検討してまいります。

次に、指導者の質の確保についてです。

現在雇用している部活動指導員には、

- ・ハラスメントの防止
- ・ジュニア世代へのコーチング理論

などを内容とした研修を採用時とその後、年数回実施し、育成の視点を踏まえた指導者の資質向上に努めています。

順序	16	質問日	6月18日	会派名	市民連合	名前	阿部 直文
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発言の要旨	
1	学校教育におけるジェンダー平等教育の推進について ・性的マイノリティーのこどもの人権保障の取組等について
4	学校教育における平和教育の推進について ① 人権平和資料館への来館者数等について ② 現在各校で行われている平和教育について
5	インクルーシブ教育をめぐる課題について ① 本市の小中学校等の特別支援学級児童生徒数の増加について ② 特別支援学級へ入級する際のこども、保護者の自己選択権、自己決定権の保障について

〔教育長答弁〕

こどもの人権保障の取組等についてです。

教育委員会は、2017年度（平成29年度）から学校に対して生徒指導規程の見直しを指示しています。

見直しの視点として、

- ・LGBTとされている児童生徒などが安心して学校生活を送るために、個別の状況やプライバシーに十分配慮しているか
- ・不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響をうけていないか、配慮が必要であるかなどを示しています。

教育委員会は、家庭や民生児童委員などの関係者の協力を得つつ、教職員への性的マイノリティの理解啓発、トイレや更衣室等の教育環境の整備のほか、毎学期の生徒全員面談によるきめ細かい状況の把握や「中学生の主張大会」など悩みや考えを共有する場の設定等の取組を行い、相互の人格と個性を尊重し合いながら生活できる児童生徒の育成につなげています。

今後も、ジェンダー平等や多様性の視点から、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

人権平和資料館への来館者数等についてです。

人権平和資料館への来館者数は、延べ人数で、2018年度（平成30年度）は、9,727人、2019年度（令和元年度）は、11,026人となっており、これまで概ね年間1万人前後で推移していましたが、コロナ禍をはさみ2023年度（令和5年度）は、4,886人、2024年度（令和6年度）は、5,720人となっています。

また、本市の小中学校等の来館校数、人数は、2018年度（平成30年度）は、29校、

1, 572人、2019年度（令和元年度）は、43校、2, 203人、2023年度（令和5年度）は、18校、1, 146人、2024年度（令和6年度）は、24校、1, 614人となっております。

次に、平和教育についてです。

各学校では、社会科や総合的な学習の時間に、戦争や平和を題材に、資料による調べ学習等で、平和の大切さや命の尊さについて学んでいます。

また、福山市人権平和資料館や広島平和記念資料館の展示品の見学だけでなく、被爆者や被爆体験伝承者による講話等の体験的な学習を通して、原爆の悲惨さを実感として捉える機会としています。

調べ学習や見学を通して、平和の大切さや命の尊さについて理解するだけでなく、

- ・平和な社会づくりに向けて、自分たちにできることを伝える全校集会の企画
- ・「市民平和のつどい・市民平和大会」で配信する平和へのメッセージ動画の制作
- ・学校で育てた「アンネのバラ」を地域等へ配付するなど、

学んだことや自分の考えを発信しています。

引き続き、各学校で平和教育の充実に取り組んでまいります。

インクルーシブ教育をめぐる課題についてです。

特別支援学級は、障がいの特性に応じて、学習や生活上の困難を克服するために、一人一人に応じた指導を行う少人数の学級です。

本市では、在籍児童生徒数が年々増加しており、教員や教室の確保が課題であると認識しています。入級にあたっては、障がいの状態や必要な支援等の実態把握を行い、専門家等の意見を踏まえた福山市教育支援委員会での審議を経て総合的に判断し、保護者の意向をもとに決定します。

今年度からは、入学前に保護者が通常学級と特別支援学級の授業や生活の様子を見学し、どちらを選択するか、より多面的に検討できるようにしています。

また、入級後3年を経過する児童については、発達の程度や各教科等の学習状況をもとに、改めて実態に合った学級を選択できるようにしています。

引き続き、本人及び保護者の思いや願いを大切にしながら、児童生徒が安心して学び、成長できるよう、就学指導をしてまいります。

順序	18	質問日	6月19日	会派名	市民連合	名前	山田 由美
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	ヤングケアラーについて
	・実態把握について

〔教育長答弁〕

ヤングケアラーの実態把握についてです。

各学校は、毎学期実施する全児童生徒を対象にしたいじめ等アンケートを活用し、「家の生活で困っていることや悩んでいること」について把握しました。

アンケートの実施に際し、教職員は児童生徒がヤングケアラーとは何かも理解して答えられるよう、研修した後、資料を用いて説明しています。

その後、全児童生徒と面談を実施し生活への影響があると思われる場合には、ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート等を活用し、より客観的な状況の把握に努めています。

教育委員会は、学校からの報告をもとに、児童生徒の生活への影響などの詳細を聞き取っています。

ヤングケアラーの可能性があると判断した児童生徒については、市の関係部局や県など関係機関、さらに8月に設置するネウボラセンターと連携し、早期の支援に繋がっています。

順序	19	質問日	6月19日	会派名	新政クラブ	名前	宮地 毅
----	----	-----	-------	-----	-------	----	------

発言の要旨	
9	教育行政について
①	自転車の交通マナー
②	学校図書館と居場所づくりについて
ア	人員配置と運営体制について
イ	居場所機能の強化について
ウ	読書活動の変化について

〔教育長答弁〕

自転車の交通マナーについてです。

中学校の自転車通学での事故は、2024年度（令和6年度）、43件でした。

発生時の状況としては、

- ・後方を確認せずに車道を横断
- ・一時停止の表示を無視して交差点に進入
- ・渋滞する車の間を抜けて、対向車線に飛び出し

など、注意不足や交通ルールの無視で起きた事故が多くありました。

各学校では、交通安全の取組として、地域やPTAと連携したあいさつ運動の中で、自転車の安全な利用を呼び掛けています。

また、保健や特別活動等の時間に、自転車事故の原因や交通ルール遵守について、実生活で生かせるよう学習しています。

中学校では、今年度、民間団体と連携し、事故発生時のドライブレコーダーの視聴、バーチャルでの自転車の運転体験など、新たな取組を行っています。

また、各学校では、交通安全指導の中で、自転車が加害となる事故の例を示しながら、自転車損害賠償保険等の加入を促しています。

改正道路交通法施行によるルールの改正等については、改正内容を表したポスターの掲示やチラシの配付等で、児童生徒に周知を図っています。

今後の対応・改善策については、引き続き、全ての小学校・義務教育学校で市の交通安全教育専門員による交通安全教室を実施します。

このほか、様々な機会を捉えて交通安全教育を広め、児童生徒の交通ルールの遵守や安全な自転車の利用に取り組んでまいります。

次に、学校図書館と居場所づくりについてです。

始めに、人員配置と運営体制についてです。学校図書館補助員は、今年度50人を任用し、3校兼務者がなくなり、全員が2校兼務となりました。

運営体制については、昨年度より、全校に学校図書館運営委員会を設置し、書籍の購入や廃棄、利用促進策等について協議をしています。

これまでの取組により、学校図書館補助員の配置人数は任用を開始した2016年度（平成28年度）から5倍になり、校長を中心に、図書ボランティア等、外部の意見も取り入れながら、学校全体で図書館運営を考えていく体制を整えることができました。

なお、1校専任体制については、今後、2校兼務体制での運営状況を検証し、必要性を見極めてまいります。

次に、居場所機能の強化についてです。

本市の学校図書館においても、不登校傾向にあった児童が、静かな環境の中で、読書やプリントをしながら落ち着いて過ごすことで、休まず登校できるようになるなど、児童生徒が安心して過ごせる居場所として、有効に活用している学校もあります。

一方で、専門スタッフの配置など現状では困難な面もあり、居場所としての活用は、きりりルームの利用状況なども踏まえ、可能な範囲で対応してまいります。

次に、読書活動の変化についてです。

昨年度の利用状況は、1日あたりの平均の利用者数が33人で、3年前の1.7倍貸出冊数が21冊で3年前の1.6倍です。

引き続き、こどもたちが学ぶ意欲や知的好奇心を発揮できる魅力ある図書館づくりを進め、読書活動の充実に努めてまいります。

順序	21	質問日	6月19日	会派名	無所属	名前	三好 剛史
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
2	教育行政について
	・生徒指導規程の見直しについて

〔教育長答弁〕

生徒指導規程の見直しについてです。

2022年（令和4年）に改訂された生徒指導提要には、「校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、最終的には校長により制定されるもの」と示されています。

本市では、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、改めて何のためのきまりかを問い直す必要があると考え、国の改定の前から児童生徒が校則の意味等を理解し、自主的に守ることができるよう、教職員研修を行っており、生徒指導規程等の見直しは進んでいると認識しています。

次に、個別の懲戒行為を定めていることについてです。

特別な指導は、児童生徒本人に対する教育的な指導であるという観点から、家庭の協力のもとに実施する必要があります。

学校は、特別な指導に関する基準や内容をあらかじめ生徒指導規程に定めているものであり、文部科学省の規定が適切に運用されたものと認識しています。

今後も、学校と児童生徒が主体となった、生徒指導規程の見直しが行われるよう支援してまいります。ガイドラインの策定は考えていません。

第三次福山市教育振興基本計画の改定について

(1) 改定の理由

近年、本市児童生徒の教科学力の状況や学習習慣・生活習慣の状況などに課題が見られることから、これらの課題に迅速かつ的確に対応し、確かな学力を育む学校教育を推進するため、2022年（令和4年）3月に策定した「第三次福山市教育振興基本計画」の基本理念及び施策の見直しを行う。

(2) 改定の内容

別冊資料「第三次福山市教育振興基本計画（改定版）」参照

ア 基本理念

学習指導要領に基づき、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく着実に育んでいくこと、及びこれまでの取組も踏まえ、学校と教育委員会が一体となり、家庭や地域と連携しながら、着実に「未来を切り拓く教育」を進めていくことを明記するもの。

イ 学校教育の基本施策1「主体的・対話的で深い学びの推進」

児童生徒の学力の状況を詳細に測定し、分析した上で、必要な授業改善や個に応じた指導・支援の充実を図るとともに、家庭と連携した学習習慣・生活習慣の改善等を図ることにより、こどもたちに確かな学力を育成していくことを明記するもの。

また、主な取組として、「個に応じた指導・支援の充実による「確かな学力」の育成」を追加するもの。

ウ その他文言の整理

引用している他の計画や指標としている調査の名称等を改めるもの。

(3) 改定

2025年（令和7年）7月（予定）

（計画期間は、現行どおり2026年度（令和8年度）まで）

議第 1 1 号

市長の職務権限に属する事務の委任に係る協議について

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任させることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定により市長から別紙のとおり協議があったことについては、これを承諾する旨を回答する。

福 総 第 2 0 2 号
2025年（令和7年）6月27日

福山市教育委員会 様

福 山 市 長
（総務局総務部総務課）



市長の職務権限に属する事務の委任について（協議）

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

1 理由

福山市行政財産の使用料に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部改正により、行政財産の種別名称を変更したことに伴い、委任する事務の規定の整理を行うもの。

2 委任する事務

市立小学校、中学校及び義務教育学校の屋外運動場照明設備の使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。

※「屋外照明施設」を「屋外運動場照明設備」に改めるもの。

3 施行日

福山市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の公布の日

4 その他

その他市長の職務権限に属する事務の委任に関し疑義が生じたときは、別に協議する。

議第12号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 令和7年度福山市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）

1 令和7年度福山市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）

【歳出】 総額 20,352 千円

(1) 物価高騰に伴う給食材料費の上昇分の補填 20,352 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
学校給食運営事業	物価高騰に対応した保護者の負担軽減	20,352

議第13号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程及び福山市立学校職員（県費負担教職員）服務規程の一部改正について）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年福山市教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程及び福山市立学校職員（県費負担教職員）服務規程の一部改正について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙 1)

福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程及び福山市立学校職員（県費負担教職員）服務規程の一部改正について

(理由)

職員のプライバシーを保護し、安心して働ける環境整備を目的に、名前札の表記を氏名から氏に変更するため、福山市職員の名前札の着用に関する訓令(昭和41年訓令第8号)が一部改正されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

(要旨)

1 福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程の一部改正

名前札の着用について準用する訓令を「福山市職員の名札の着用に関する訓令」に改めるとともに、規定中の「名前札」を「名札」に改めるもの。(第4条関係)

2 福山市立学校職員（県費負担教職員）服務規程の一部改正

名前札の着用について準用する訓令を「福山市職員の名札の着用に関する訓令」に改めるとともに、規定中の「名前札」を「名札」に改めるもの。(第4条関係)

(施行期日)

2025年(令和7年)7月1日

(補足説明)

○福山市職員の名前札の着用に関する訓令の一部改正について

1 理由

職員のプライバシーを保護し、安心して働ける環境整備を目的に、名前札の表記を氏名から氏に変更するため。

2 改正要旨

(1) 題名を福山市職員の名札の着用に関する訓令に改めるとともに、これに伴う規定の整理を行うもの。(題名並びに第1条から第8条まで関係)

(2) 第1条第1項中「職員の氏名」の「名」を削除するもの。(第1条関係)

3 施行期日

2025年(令和7年)7月1日

(別紙2)

教育委員会訓令第 号

福山市立学校職員(市費負担教職員) 服務規程及び福山市立学校職員(県費負担教職員) 服務規程の一部を改正する訓令

(福山市立学校職員(市費負担教職員) 服務規程の一部改正)

第1条 福山市立学校職員(市費負担教職員)服務規程(平成15年福山市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(名札の着用) 第4条 職員は、服務するに当たり、その身分を明確にし、公務員としての正しい心構えと態度を保持し、職員相互の理解を深めるため、福山市職員の <u>名札</u> の着用に関する訓令(昭和41年訓令第8号)を準用し、 <u>名札</u> を着用しなければならない。 2 (略)	(名前札の着用) 第4条 職員は、服務するに当たり、その身分を明確にし、公務員としての正しい心構えと態度を保持し、職員相互の理解を深めるため、福山市職員の <u>名前札</u> の着用に関する訓令(昭和41年訓令第8号)を準用し、 <u>名前札</u> を着用しなければならない。 2 (略)

(福山市立学校職員(県費負担教職員) 服務規程の一部改正)

第2条 福山市立学校職員(県費負担教職員) 服務規程(平成15年福山市立教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(<u>名札</u>の着用)</p> <p>第4条 職員は、服務するに当たり、その身分を明確にし、公務員としての正しい心構えと態度を保持し、職員相互の理解を深めるため、福山市職員の<u>名札</u>の着用に関する訓令（昭和41年訓令第8号）を準用し、<u>名札</u>を着用しなければならない。</p>	<p>(<u>名前札</u>の着用)</p> <p>第4条 職員は、服務するに当たり、その身分を明確にし、公務員としての正しい心構えと態度を保持し、職員相互の理解を深めるため、福山市職員の<u>名前札</u>の着用に関する訓令（昭和41年訓令第8号）を準用し、<u>名前札</u>を着用しなければならない。</p>